

# 岐阜県公報

第二千五百六十一号  
(金曜日)

岐阜県公報

目 次

告 示

道路の区域変更  
道路の供用開始

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件  
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

県営土地改良事業計画の決定

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し  
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

中津川都市計画の変更案の縦覧

岐阜都市計画の図書の縦覧  
平成二十六年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、資格免許職試験（司書、栄養士及び臨床検査技師）及び岐阜県少年補導職員採用試験並びに市町村立小中学校事務職員採用試験の実施

平成二十六年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験及び市町村立小中学校事務職員採用試験の実施

（人事委員会）四六〇  
(同) 四六〇

正誤  
（法務・情報公開課）四六五  
(岐阜農林事務所) 四六六

（455） 平成26年7月11日

（道路維持課）四五五  
(同) 四五六

（商業・金融課）四五六  
(同) 四五七

（建設政策課）四五七  
(同) 四五八

（農地整備課）四五九  
(同) 四六〇

岐阜県告示第四百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
なお、その関係図面は、平成二十六年七月十一日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十一日

告 示

岐阜県知事 古 田 筆

県道		類の道路種路	
美濃 濃線		路線名	区間
先から	同市緑町一丁目一一六番	先関市東福野町一一〇番地	
後	二・〇 二・三 五	前	別前変更区域
			区後
			敷地の幅
			ル(メートル)
			三・五
			六・〇
			延長
			ル(メートル)
			六・〇
			備考

土地改良区役員の退任及び就任申訂正  
土地改良区役員の退任及び就任申訂正

岐阜県告示第四百七十五号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
なお、その関係図面は、平成二十六年七月十一日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

持課、岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第四百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年七月十一日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	類の道種路	路線名	区	間	別前変後更域
多北 度方 線					
瑞穂市穂積字高野一八四 番一地先から 大垣市墨俣町墨俣長良川 (一一〇)まで	五番一八四	瑞穂市穂積字高野一八四 番一地先から 大垣市墨俣町墨俣長良川 (一一〇)まで	A	五・〇 六・〇	ル(メートル)敷地の幅
後B	B	三・〇 四・〇	三・〇 四・〇	三・〇 四・〇	延長
九・〇 五・〇	七・五	一・〇〇・〇	一・〇〇・〇	三・〇 三・〇	備考

う分地すに係B Aをのる表図は及い区敷示面関び

岐阜県告示第四百七十六号  
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
なお、その関係図面は、平成二十六年七月十一日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	類の道種路	路線名	区	間	別前変後更域
海安 津八 線					
海津市平田町今尾字早尾四一 二二番一〇地先から 同市同町脇野字下一色四 九四番二地先まで	海津市平田町今尾字早尾四一 二二番一〇地先から 同市同町脇野字下一色四 九四番二地先まで	海津市平田町今尾字早尾四一 二二番一〇地先から 同市同町脇野字下一色四 九四番二地先まで	A	一四〇・〇 平成 三・七 二 平成 三・七 二	ル(メートル)延長の期日 供用開始
九・〇 五・〇	七・五	一・〇〇・〇			備考

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。  
なお、その届出書等は平成二十六年七月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。  
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を

提出することができる。

平成二十六年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

筆

一 届出年月日

平成二十六年七月一日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社オークワ

三 建物の名称及び所在地

(仮称) スーパーセンター オークワ 関笠屋店

関市笠屋地区画整理地内一九街区 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十七年三月三日

五 店舗面積

六七九平方メートル

六 駐車場の収容台数

四一六台

七 荷さばき施設の面積

二五六平方メートル

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年七月十一日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十六年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

筆

一 建物の名称及び所在地

ゲンキー 可児店

可児市坂戸字八幡前八〇六番一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次とおり縦覧に供する。

平成二十六年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

筆

東 八 間 地 区	施 行 に 係 る 地 区 名		縦 覧 场 所	縦 覧 期 間
	養 老 町	役 場		
			同 平 成 二 六 ・ 七 ・ 一 一 か ま で	

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第二百九号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次とおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

筆

取 消 年 月 平成二十 六年三月 二十八日	商 号 又 是 名 称 石井工業	主たる営業所 の所在地 揖斐郡大野町 大字相羽一〇 六六番地二九	許 可 番 号 石井敏次 一般二十四 〇三〇〇一五	取 消 し た 工 事 業 土木、とび・土工、 石、鋼構造物、ほ 装、しゅんせつ及 び
---------------------------------	------------------------	--	------------------------------------	---

平成二十 六年六月 十一日	平成二十 六年六月 九日	平成二十 六年六月 六日	平成二十 六年六月 四日	平成二十 六年六月 三日	平成二十 六年六月 二日	平成二十 六年五月 三十日	平成二十 六年五月 二十一日	平成二十 六年五月 二十一日	平成二十 六年五月 十三日	平成二十 六年五月 十二日	平成二十 六年五月 七日	平成二十 六年五月 六日	平成二十 六年五月 七日	ス O K ハウ	
店 山信工務	愛紘 株式会社	内理土木 有限公司	組 蔦 新川	築工業 伊佐治建	電機 トウエイ	澤田工業 代表取締	業 紀国屋工	株式会社	渡瀬建築 代表取締	渡瀬公春 代表取締	小島建築 小島和宏	沖秀喜 小島和宏	飛驒市神岡町		
山田信之	仁 役 博基 代表取締	役 早川 口	新川明仁	伊佐治ふ	甲子男	澤田武志	義人	澤田武志	良四四七一	郡上市明宝氣	村山一〇五	二 小萱二二二四	高山市国府町		
剣四九 一	郡上市大和町	中津川市田瀬 の一	中津川市蛭川 四八五六番地	揖斐郡揖斐川 町北方西平一 三三七番地	本巣市仏生寺 七番地	羽島市小熊町 天王二丁目四	各務原市東山 四九番地八	四丁目一〇〇 番地	良四四七一	郡上市明宝氣	村山一〇五	二 小萱二二二四	高山市国府町		
○ 四五〇一〇	般二十五	般二十二 一五六〇	般二十一 一三八一五	般二十四 三〇〇〇四	般二十三 一〇〇〇六	般二十三 一〇〇〇五	般二十四 一〇一〇八	般二十二 一三三七〇	般二十一 一一九九六	般二十一 一一九九六	般二十一 九五〇一三	般二十一 八九五〇〇四	般二十一 九五〇〇四	般二十一 八九五〇〇四	び水道施設工事業
び・土木、建築及び土木工事業	土木、建築及び土木工事業	造園工事業	管工事業	とび・土工工事業	建築工事業	電気工事業	業 機械器具設置工事	建築及び内装仕上	業 工事業	建築及び大工工事	業 建築工事業	建築工事業	建築工事業	建築工事業	

五	四	三	二	一	国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証	
					国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第一項の規定により、次の国土 調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。	
					平成二十六年七月十一日	
					岐阜県知事 古 田 肇	
岐阜県恵那市山岡町田代の一部（田代5）	岐阜県恵那市山岡町田代の一部（田代5）	岐阜県恵那市山岡町田代の一部（田代5）	岐阜県恵那市山岡町田代の一部（田代5）	岐阜県恵那市山岡町田代の一部（田代5）	岐阜県恵那市山岡町田代の一部（田代5）	
四 地図及び簿冊の名称	三 調査を行った地域	二 調査を行った期間	一 調査を行った者との名稱			
岐阜県恵那市（山岡町田代の一部）の地籍図	岐阜県恵那市（山岡町田代の一部）の地籍図	平成十四年度から平成二十五年度まで	岐阜県恵那市（山岡町田代の一部）の地籍簿			
岐阜県恵那市（山岡町田代の一部）の地籍簿	岐阜県恵那市（山岡町田代の一部）の地籍簿	認証年月日	認証年月日			
平成二十六年七月十一日	平成二十六年七月十一日					

## 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

## 一 調査を行った者の名称

惠那市

## 二 調査を行った地域

岐阜県恵那市三郷町の一部（棕実1）

## 三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十四年度まで

## 四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（三郷町の一部）の地籍図  
岐阜県恵那市（三郷町の一部）の地籍簿

## 五 認証年月日

平成二十六年七月十一日

## 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

## 一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

## 二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡東白川村大字越原の一部（黒瀬）

## 三 調査を行った期間

平成二十三年度から平成二十五年度まで

## 四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍図  
岐阜県加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍簿

## 五 認証年月日

平成二十六年七月十一日

## 中津川都市計画の変更案の総覽

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第一項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案

を公衆の縦覧に供する。  
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十六年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

## 一 都市計画の種類及び名称

## 中津川都市計画道路

一・六・一号 一般国道 二百五十七号線

三・六・十八号 一般国道 二百五十七号線

## 二 都市計画を定める土地の区域

## 都市計画図書において表示する区域

## 三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

## 四 縦覧期間

平成二十六年七月十一日から

同 年七月二十五日まで

## 五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

## 岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次とのおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

## 一 都市計画の種類及び名称

## 岐阜都市計画高度利用地区

## 二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

平成二十六年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、資格免許職試験（司書、栄養士及び臨床検査技師）及び岐阜県少年補導職員採用試験並びに市町村立小中学校事務職員採用試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十六年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、資格免許職試験（司書、栄養士及び臨床検査技師）及び岐阜県少年補導職員採用試験並びに市町村立小中学校事務職員採用試験を次のとおり実施します。

平成二十六年七月十一日

## 岐阜県人事委員会

委員長 廣瀬英二

この試験は、岐阜県職員として短期大学卒業程度又は高等学校卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする事務的又は技術的な業務に従事する職員、司書、栄養士、臨床検査技師に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事する職員並びに岐阜県少年補導職員並びに市町村立小中学校事務職員として高等学校卒業程度の知識その他的能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するために行います。

## 一 試験名、試験区分及び採用予定人員

	試験名	試験区分	採用予定期	人員
農業	事務	二十人程度	五人程度	人
若干人	警察事務	二十人程度	五人程度	人

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 日本の国策を存しない者（知力・高根・利用言語における書記及び算術免許職試験並びに市町村立小中学校事務職員採用試験を除く。）

- 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治產者を含む。）  
3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

試験の日時、場所、方法及び合格者発表

卷之三

(一) 日時及び場所

平成二十六年九月二十八日（日）午前八時三十分から岐阜市、多治見市及び高  
山市において行います。

ただし、資格免許職試験及び少年補導職員採用試験は、岐阜市のみにおいて行

市町村立小中学校事務職員採用試験	少年補導職員採用試験	臨床検査技師
歳以上二十三歳未満の者	<p>平成二十六年四月一日における年齢が十九歳以上三十五歳未満の者で、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 短期大学又は大学で心理学、教育学又は社会福祉学を専攻して卒業した者又は平成二十七年三月までに卒業する見込みの者</li> <li>二 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に基づく教員免許状を取得するための単位を修得した者又は平成二十七年三月までに修得する見込みの者</li> </ul>	歳以上二十八歳未満の者で、臨床検査技師の免許を有するもの又は平成二十七年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みのもの
平成二十六年四月一日における年齢が十七歳以上二十三歳未満の者		

い  
ます。

(二) 方法  
教養試験

短大・高校卒程度及び市町村立小中学校事務職員については、公務員として必要な一般的の知能（文章理解（英語を含む。）、判断推理、数的推理及び資料解釈等の能力）及び一般的の知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で一時間にわたって行います。

資格免許職及び少年補導職員については、公務員として必要な一般的の知能（文章理解（英語を含む。）、判断推理、数的推理及び資料解釈等の能力）及び一般的の知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式

（2） 専門試験

短大・高校卒程度の農業、林業、土木、農業土木及び電気については、公務員として必要な専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で一時間にわたって行います。

資格免許職の司書及び栄養士については、公務員として必要な専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で一時間にわたって行います。

試験問題の出題分野は、次のとおりです。

試験名	試験区分	出題分野
農業	農業科学基礎、作物、野菜、果樹、草花、畜産、農業経営等	
林業	森林經營、森林科学、測量、林產加工等	
土木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工等	
電気	農業土木設計、測量、農業土木施工、農業に関する基礎（環境科学基礎、農業情報処理等）等	
農業土木	数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電子機器、電力技術、電子技術、電子回路、電子	
短大・高校卒程度試験	農業・土木	

資格免許職試験  
司書  
栄養士

情報技術、電子計測制御等

生涯学習概論、図書館概論（図書館制度を含む）、図書館経営論、図書館サービス論、情報資源報サービス論、図書館情報資源論、情報資源組織論、児童サービス論等

社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営等

(3) 作文試験

文章による表現力、思考力等について試験を行います。  
なお、この試験は、第一次試験として評価します。

(三) 合格者発表

平成二十六年十月九日（木）（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス  
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/syokuin/saiyo/saiyo-info/>

2 第一次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十六年十一月上旬から十一月中旬（予定）に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

3 最終合格者発表

第一次試験及び第二次試験並びに受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十六年十一月上旬（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次

四 試験受験者全員に合否の結果を通知します。  
合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載された上、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、短大・高校卒程度試験、資格免許職試験及び少年補導職員採用試験については原則として平成二十七年四月一日、市町村立小中学校事務職員採用試験については原則として平成二十七年三月二十五日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に登載された者が全て採用されることは限りません。

なお、免許その他必要とされる資格を有する職については、受験資格に定める期日までに当該免許その他必要とされる資格を取得していないと採用されません。

また、「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのつとつた任命が行われます。

五 給与等

平成二十六年度の新規採用者の給料月額は、短大・高校卒程度及び市町村立小中学校事務職員にあつては十四万四千五百円、資格免許職「司書」及び少年補導職員にあつては十五万八千七百円、資格免許職「栄養士」にあつては十六万三千一百円、資格免許職「臨床検査技師」にあつては十七万四千六百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）等で配布するほか、岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することができます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「短大・高校卒請求」、「資格免許職請求」、「補導職員請求」又は「小中事務請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込の方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「短大・高校卒受験」、「資格免許職受験」、「補導職員受験」又は「小中事務受験」と朱書きし、〒500-8570（住所不要）岐阜県人事委員会事務局宛てで、特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十六年八月一日（金）から八月十九日（火）までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、八月十九日（火）までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一ヶ月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係（電話〇五八一七一・八七九六）へ問い合わせてください。

平成二十六年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験及び市町村立小中学校事務職員採用試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十六年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験及び市町村立小中学校事務職員採用試験を次のとおり実施します。

平成二十六年七月十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣瀬英二

この試験は、岐阜県職員として高等学校卒業程度の知識その他の能力を必要とする事

務的業務に従事する職員及び市町村立小中学校事務職員として高等学校卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するために、身体障がい者を対象に行います。

### 一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人員	職員採用試験		
			事務	若若干人	身体障がい者を対象とした市町村立小中学校事務職員採用試験
			若	千人	身体障がい者を対象とした市町村立小中学校事務職員

### 二 受験資格

試験名	受験資格
身体障がい者を対象とした職員採用試験	自力により通勤でき、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者で、次の全ての要件を満たすもの
	一 平成二十六年四月一日における年齢が十七歳以上二十歳未満の者
	二 身体障害者手帳の交付を受けている者
	三 県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。）
四 活字印刷文による出題に対応できる者	自力により通勤でき、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者で、次の全ての要件を満たすもの
	一 平成二十六年四月一日における年齢が十七歳以上二十歳未満の者
	二 身体障害者手帳の交付を受けている者
	三 県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。）
五 口頭による面接試験に対応できる者	活字印刷文による出題に対応できる者

- 1 日本の国籍を有しない者（市町村立小中学校事務職員採用試験を除く。）
  - 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から一年を経過しない者

5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

### 三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

#### 1 第一次試験

##### (一) 日時及び場所

平成二十六年九月二十八日（日）午前八時三十分から岐阜市において行います。

##### (二) 方法

###### (1) 教養試験

公務員として必要な一般的な知識（文章理解（英語を含む。）、判断推理、数的推理及び資料解釈等の能力）及び一般的な知識（社会、人文及び自然の知識）について、採一式による筆記試験を高等学校卒業程度で一時間にわたって行います。

###### (2) 作文試験

文章による表現力、思考力等について試験を行います。  
なお、この試験は、第一次試験として評価します。

###### (3) 合格者発表

平成二十六年十月九日（木）（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/syokuin/saiyo/saiyo-info/>

#### 2 第一次試験

##### 第一次試験の合格者に対して行います。

##### (一) 日時及び場所

平成二十六年十一月上旬から十一月中旬（予定）に岐阜市において行います。  
なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

**(二) 方法****口述試験****(1)**

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

**(2)**

適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

**身体精密検査****(3)**

職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います。（所定の健康診断書の提出を求めます。）

**最終合格者発表**

第一次試験及び第二次試験並びに受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十六年十一月上旬（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に合否の結果を通知します。

**四 合格から採用まで**

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」といふ。）に登載された上、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、岐阜県職員採用試験にあっては原則として平成二十七年四月一日、市町村立小中学校事務職員採用試験にあっては原則として平成二十七年三月二十五日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また名簿に登載された者が全て採用されるとは限りません。

また、「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる業務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのつとつた任命が行われます。

**五 給与等**

平成二十六年度の新規採用者の給料月額は、十四万四千五百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

**六 受験手続****1 申込書の入手**

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各振興局（振興

局に置かれる事務所を含む。）等で配布するほか、岐阜県ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することができます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「県職員・小中事務請求」と朱書きし、百一十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

**2 受験申込の方法**

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「県職員・小中事務受験」と朱書きし、〒500-8570（住所不要）岐阜県人事委員会事務局宛てで、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

**3 受付期間**

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十六年八月一日（金）から八月十九日（火）までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、八月十九日（火）までの消印があるものに限り受け付けます。

**七 試験結果の提供**

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一ヶ月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

**八 その他**

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係（電話〇五八二七一・八七九六）へ問い合わせてください。

**正 誤**

（校正誤り）

平成二十六年六月二十七日第一千五百五十八号 土地改良区役員の退任及び就任四三一頁上段前から六行目中「八七一番地」は、「八七二番地」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十六年六月六日第二千五百五十一号 土地改良区役員の退任及び就任三七二頁  
上段前から九行目中「二六番一六号」は「二五番一號」の、同段前から二十三行目「蔽  
田中二丁目」は「蔽田中二丁目」の誤り。

平成二十六年七月十一日発行

発行者

岐 岐  
阜 阜  
県 県  
庁 県編集 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三  
一 岐阜文芸社